

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

66

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項（事項名）

経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県（複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く）に分かれている。

両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。

両計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかという経営革新等支援機関の意見もある。

また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。

都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。

【参考】

■経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画（主に事業者の既存事業を対象とした計画）

■経営革新計画

事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【権限移譲による効果】

経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。

また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。

【移譲に際しての懸念と対応策】

経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に

同指針に基づいて認定を行うことが可能であると考える。

【参考】

■認定件数(H28.7～H29.2)

全国 16,146 件（経産省 12,738 件、国交省 1,225 件、農水省 1,127、厚労省 566 件、国税庁 167 等）
うち広島県 419 件

根拠法令等

中小企業等経営強化法第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項（事項名）

罹災証明に係る一連の手続・制度の見直し

提案団体

由布市、大分市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、国東市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村

制度の所管・関係府省

内閣府、金融庁、財務省

求める措置の具体的内容

『災害に係る住家の被害認定の一次調査における地方公共団体の判断に基づく手続の簡素化に向けた選択可能な調査方法』、『被害の程度及び認定基準の区分について、地方公共団体の判断に基づいた設定を可能とする』以上2点を、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記すること。

また、被害認定事務において、官民の調査基準の統一を行ったうえで調査の一本化を行うこと。さらに官民の連携や関係機関等と連携した調査体制を構築することや官民の調査結果の相互利用を可能とするなど、調査の対応について複数の選択肢の検討を求める。

具体的な支障事例

平成28年4月16日に発生した熊本地震においては、由布市では発災以降、「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」に則り、県及び県内自治体職員等の支援を受け、約140日間、延べ950人余りの調査員を動員し、被害住家等の調査を行った。

当市においては、住家の罹災証明交付件数2,449件のうち、「半壊に至らない（一部損壊）」と認定された住家は、2,316件（94.6%）と大半を占めている。

半壊に至らないことが明らかに判断できる場合は、現地調査の省略による簡素化を図ったところであるが、損害程度別の具体的事例写真やイメージ図などの照合資料が少ないため、2次調査の申請（住家121件）が多く出され、調査期間の長期化を招くこととなった。

また、一部損壊と認定された住家においては、屋根、壁、基礎等が広範囲にわたり被害を受けているケースがあり、修復に多額の費用を要するものの、公的な被災者再建支援の対象とはならず、住宅復旧の遅延が懸念されるところである。

一連の調査により、一部損壊と認定された住家は、被害程度の幅が非常に大きく、ごく軽微な被害も含まれる一方で、損害割合が半壊により近い15%～19%の住家は全体の12.5%になっており、生活再建支援制度の対象とならないほか、義援金でも大きな差が生じることとなっている。

さらに、地震保険の損害認定基準と被害認定基準については、調査の対象部位や損害割合の算定方法が異なっており、いわば二重の調査による被害認定に対する被災者の不満や不信感の声が多く寄せられ、2次調査さらに再調査を申請することになり、調査期間の長期化や従事職員の事務負担の増大を招く要因となった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

1. 「調査手続の簡素化」

1次調査においては、地方公共団体の判断に基づき、選択可能な具体的手順として、①「全ての住家について、被災写真等との照合による自己申告方式により、被害程度の判定を行う。」、②「明らかに半壊に至らないと判断できる住家については、事例写真等と被災写真の照合により、被害程度の判定を行う。」、③「半壊に至ら

ないと判断できない住家については、外観、傾斜、部位の判定による調査により、被害程度の判定を行う。」といった具体的手順を選択可能な調査方法として、災害に係る住家の被害認定基準運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることが期待する。

2. 「被害の程度及び認定基準の区分の再編」

自治体独自の支援策（災害見舞金、住家の補修補助等）の円滑な運用にあたって、被害の程度及び認定基準の区分については、地方公共団体の判断に基づいた設定が可能である旨、運用指針に明記することにより、全国の地方公共団体に実質的な運用が広がることを期待する。

また、罹災証明発行後の疑義に対する窓口対応や2次調査等の所要時間の短縮が図られ、事務負担の軽減につながると考えている。

3. 「民間の地震保険損害認定基準との調整又は活用」

被害認定事務においては、官民の調査基準を統一したうえで調査の一本化を行うことで、民間保険会社と地方公共団体との連携（調査対象の分担等）や、その調査結果について相互に活用が可能となること、また、民間保険会社のみならず建築士会や土地家屋調査士会等、知識と経験を有する団体と連携するなど、調査に関する対応について、複数の選択肢があればより効率的かつ効果的な調査が可能となる。

根拠法令等

- ・「災害の被害認定基準」
- ・「災害に係る住宅の被害認定基準運用指針」（平成 25 年 6 月内閣府＜防災担当＞）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

常総市、ひたちなか市、上越市、亀岡市、大阪府、八尾市、伊丹市、鹿児島市

○本市では、被災者生活再建支援システムを導入し罹災証明書の発給に備えているが、被害程度の判定について、調査開始から確定までに相当の時間を要するものと考えている。制度の改正により確定までの時間が短縮されるのであれば、より生活再建が早期にできるものと思慮される。

○南海トラフ巨大地震のような市内全域において甚大な建物被害が発生する災害時には、本市においても調査人員の著しい不足が予想され、より「調査手続の簡素化」等による業務の効率化が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省（内閣府と関係府省との間で調整を行う提案）

管理番号 168 提案区分 A 権限移譲 提案分野 その他

提案事項（事項名）

国の会計事務に関する受任権限の指定都市への付与

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

指定都市が国の会計事務（以下、国費事務という）について、委任を受けることを可能とし、指定都市に係る国費事務は都道府県を介さないで行えるようにする。

具体的な支障事例

【現行制度】

国費事務は、会計法により、知事又は知事の指定する職員が行うこととされている。この規定に基づき、都道府県は国の会計機関として、支出負担行為や支出の決定、繰越承認申請などの国費事務を行っている。しかし、市町村は国からの委任を受けられないことから、都道府県は国庫補助金（交付金を含む）に係る会計処理等の国費事務について、指定都市を含め市町村分を代行している。

一方、国庫補助金に係る申請や変更申請手続、繰越承認申請前の調整等について、指定都市は県を介さず国と直接行うこととされているものも少なくない。これらの国費事務は、県が実質的な調整過程に関与しないまま、形式的な手続（官庁会計システムの打込み作業等）のみを担っている。

【支障事例】

指定都市は、申請手続等を国と直接行うものについても、最終的な会計処理は県に依頼することになるため、県への説明等に時間を要すだけでなく、短期間で必要資料作成等の事務処理を行わなければならない。また、県では詳細なチェックができないため、事務が形骸化してしまい、責任ある処理が困難である。さらに、付帯する各種照会（示達額確認、国費進捗など）等についても県が相当の事務を担っている。

例えば、社会資本整備総合交付金関係では、H28 年度、35 件約 66 億円分の支出事務を行った。指定都市は他の市町村よりも国費金額やその流用も多いため、国費の動きを県で把握することが困難である。

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定都市では、一貫した国費事務が可能となり、事務の迅速化・効率化が図られる。県では、指定都市分の形式的な手続が省略され、事務の効率化が図られる。
さらに、国費事務の責任がより明確になる。

根拠法令等

会計法第 48 条
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

○【現行制度】

本県内の指定都市についても、国の会計事務を法定受託している県を介さず、直接補助事業について国と調整を行っているものが少なくないため、同様の支障が発生しており、会計処理は形式的なものとなっている。

【支障事例】

直接国と指定都市がやりとりする補助金については、国と当該市の間で交付決定の通知や、補助事業に関する調整が行われており、そこに国の会計機関としての県は介在しないため、会計処理を行うための情報（交付決定や、事業の進捗など）を当該市に確認しないと入手できず、執行管理が非常に困難となっている。なお、例として本県の社会資本整備総合交付金においては、H28 年度、54 件約 227 億円分の支出事務を行った。